

## ○近隣公立大学法人の役員報酬等について

No.	公立大学法人名	評価委員会		理事長		副理事長		理事		監事		経営審議会		教育研究審議会		
		日額	月額	月額	月額	月額	月額	日額	日額	日額	日額	日額	日額			
1	公立大学法人青森公立大学	8,700	846,700	842,500	25,000	25,000	25,000									
2	公立大学法人秋田公立美術大学	10,000	854,000	564,300	564,300	30,000										
3	公立大学法人高崎経済大学	8,700	(850,000)	(800,000)	(700,000)	20,000	8,200	8,200								
		8,200			20,000											
4	公立大学法人前橋工科大学	9,600	(720,000)	(720,000)	20,000	20,000										
		8,700														
5	公立大学法人長岡造形大学	9,100	759,000	759,000	200,000	200,000										
				598,000												
6	公立大学法人金沢美術工芸大学	(13,000)	964,000	(629,400)	30,000	30,000										
7	公立大学法人敦賀市立看護大学	7,500	730,000	(638,000)	20,000	20,000										
8	公立大学法人都留文化大学	10,000	(15,156,000)	14,724,000	(11,112,000)	30,000	5,000	5,000								
					30,000											
9	公立大学法人新見公立大学	6,700	(14,222,000)		6,984,000	19,000										
					19,000											
10	公立大学法人尾道市立大学	10,000	912,000		(776,000)	30,000										
		9,000			30,000											
11	公立大学法人下関市立大学	8,000	825,000	755,000	630,000	30,000	6,600									監事が経営審議会等に出席する場合は、日額6,600円。その他の委員等は、日額25,000円以内又は月額633,000円以内
					30,000											
12	公立大学法人宮崎公立大学	12,000						25,000								360,000円から833,000円までの給料表から役員会を経て理事長が決定する。
							25,000									
1	公立大学法人札幌市立大学	12,500														390,000円以上1,106,000円以下で役員会を経て理事長が決定する。
2	公立大学法人横浜市立大学	(49,000)	18,000,000	17,500,000	1,200,000	1,200,000										
				14,500,000												
3	公立大学法人京都市立芸術大学	10,200	986,000	722,000	641,000	30,000										
		8,600			30,000											

○近隣公立大学法人の役員報酬等について

No.	公立大学法人名	評価委員会		理事長		副理事長		理事		監事		経営審議会		教育研究審議会		
		日額	月額	年額	年額	年額	年額	年額	年額	日額	日額	回数	月額	回数	月額	
4	公立大学法人大阪市立大学	19,500		20,000,000		15,000,000		12,000,000		12,000,000		1回	19,250			
								40,000		40,000						
5	公立大学法人神戸市外国語大学	(34,200)						30,000		30,000						7,500,000円以上19,000,000円以下の範囲内で理事長が定める。
6	公立大学法人広島市立大学	(20,000)	980,500					30,000		30,000						副学長又は事務局長に支給する給与額を基準に理事長が定める額。
		(10,000)														
7	公立大学法人北九州市立大学	(30,000)	(16,700,000)	(16,350,000)	(14,200,000)	30,000										
		(11,400)						30,000								
1	公立大学法人岡山県立大学	(11,500)	994,000	(720,000)	(490,000)	30,000										副理事長：580,000円から720,000円まで、理事：410,000円から490,000円までの範囲内で理事長が定める額。
2	公立大学法人県立広島大学	(39,200)	984,000		50,000	50,000										理事：720,000円から776,000円までの範囲内で理事長が定める額。
		(19,600)														
3	公立大学法人山口県立大学	(22,000)	14,500,000	13,500,000	10,000,000	30,000										
								30,000								
4	公立大学法人愛媛県立医療技術大学	(10,000)	560,000		30,000	30,000										理事：180,000円以上560,000円までの範囲内で理事長が定める額。
5	高知県公立大学法人	9,000	515,000		50,000	50,000					30,000					
6	公立大学法人九州歯科大学	13,500	14,747,000	11,629,000	6,800,000	35,000										
		11,300						35,000								
7	公立大学法人福岡女子大学	13,500	14,846,000	13,576,000	6,800,000	35,000										
		11,300						35,000								
8	公立大学法人福岡県立大学	13,500	14,747,000	11,629,000	6,800,000	35,000										
		11,300						35,000								
	公立大学法人宮城大学		984,000	(776,000)	(720,000)	30,000	1回	11,600	1回	11,600						副理事長と理事は範囲内で理事長が定める額。非常勤の理事は、日額30,000円。定例の会議を経営審議会は年2回、教育研究審議会は毎月1回開催。
	公立大学法人兵庫県立大学		1,106,000	894,000	40,000	40,000	1回	20,000	1回	20,000						常勤の理事は、705,000円から894,000円までの範囲内で理事長が定める額。非常勤役員は、月額の場合は220,000円。
	公立大学法人鳥取環境大学		912,000	(720,000)	(720,000)	25,300	日額	9,900	日額	9,900						副理事長と理事は範囲内で理事長が定める額。非常勤の理事は、日額25,300円。

○一般職の職員の給与に関する法律 別表第11 指定職俸給表 [カット前…市長：909,000円、副市長：740,000円、教育長・水道事業管理者・病院事業管理者：655,000円]

1号俸：705,000円、2号俸：760,000円、3号俸：817,000円、4号俸：894,000円、5号俸：964,000円 ※市長の年収（カット後） 909,000円×12月+909,000円×1.2×3.95月=15,216,660円（13,694,994円）